

～幼稚園児、幼稚園入園予定者の保護者の皆様へ～

港区みなと保健所からのお知らせです。

お子さんの定期予防接種はお済みですか？

定期予防接種は、種類ごとに接種対象となる年齢が異なります。お子さんの母子健康手帳の予防接種のページを確認し、未接種のものがある場合には、接種を受けましょう。

なお、すでに接種を終えている場合は、心配ございません。

【受けておきたい定期予防接種】

種類	接種回数	定期予防接種対象年齢等
麻しん風しん混合 (MR) ワクチン	2回	第1期 1歳児で1回 第2期 <u>小学校入学の前年で1回</u>
ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ混合ワクチン (DPT-IPV)	4回 (0歳児で3回、1歳児で1回)	生後3～90か月 (7歳半) 未満
日本脳炎第1期	3回 (3歳で2回、4歳～7歳半で1回)	生後6～90か月 (7歳半) 未満

※ご注意ください！

- 定期予防接種を受ける際は、種類・回数の合った予防接種予診票と母子健康手帳を持参してください。予診票の有効期限（接種期限）を過ぎてしまいますと、自費による接種をご検討いただくこととなります。
- 予防接種予診票を紛失された場合は、期限内であれば再発行いたします。下記問合せ先にご連絡ください。



【問合せ】

〒108-8315 港区三田1-4-10

港区みなと保健所 保健予防課

電話 03-6400-0081 Fax 03-3455-4460

定期予防接種の時期と方法

港区みなと保健所

☆ 指定医療機関で個別接種となります ☆

令和4年10月7日

種類	回数	お知らせ・予診票送付時期(原則)	対象年齢	標準的な接種期間と回数	
口タウイルスワクチン(注1)	□タリックス(1価)	2回	生後2か月になる月の前月末	生後6週以上24週まで(初回接種が15週以降になる場合は医師と要相談)	生後2か月から24週までの間に、27日以上の間隔を置いて、2回接種
	□タテック(5価)	3回	生後2か月になる月の前月末	生後6週以上32週まで(初回接種が15週以降になる場合は医師と要相談)	生後2か月から32週までの間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種
ヒブワクチン(インフルエンザ菌b型)	初回3回追加	生後2か月になる月の前月末	生後2か月以上60か月(5歳)未満	生後2か月から7か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種 初回3回目の接種終了後7か月以上の間隔を置いて、1回接種	
小児用肺炎球菌ワクチン	初回3回追加	生後2か月になる月の前月末	生後2か月以上60か月(5歳)未満	生後2か月から7か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種 生後12か月から15か月未満の間に、初回3回目の接種終了後60日以上の間隔を置いて、1回接種	
B型肝炎ワクチン(注2)	3回	生後2か月になる月の前月末	1歳未満(注3)	生後2か月から9か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、2回接種 後、1回目の接種から139日以上の間隔を置いて、1回接種 (139日以上の間隔をおく=20週後の同じ曜日)	
BCG(結核)	1回	生後3か月になる月の前月末	1歳未満	生後5か月から8か月未満の間に、1回接種	
DPT-IPV1期(4種混合) ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオの混合ワクチン	初回3回	生後3か月になる月の前月末	生後3か月以上	生後3か月から12か月未満の間に、20日以上の間隔を置いて、3回接種	
	追加	生後1歳6か月になる月の前月末	90か月(7歳半)未満	初回3回目の接種終了後6か月以上、おおむね12か月から18か月の間隔を置いて、1回接種	
I P V(不活化ポリオ) 平成24年8月生まれ以降の方には4種混合でお送りしています	初回3回追加	必要な方はご連絡ください	生後3か月以上90か月(7歳半)未満	生後3か月から12か月未満の間に、20日以上の間隔を置いて、3回接種 初回3回目の接種終了後6か月以上、おおむね12か月から18か月の間隔を置いて、1回接種	
麻疹風しん混合(MR)ワクチン	1期	1歳になる月の前月末	生後12か月以上24か月未満	生後12か月になったらできるだけ早く、1回接種	
	2期	小学校就学前年(年長児)の4月	小学校就学前の1年間(年長児)	小学校就学前年の4月~3月末日までの1年間に、1回接種	
水痘	1回目	1歳になる月の前月末	生後12か月以上36か月未満	生後12か月から15か月未満の間に、1回目を接種	
	2回目	1歳になる月の前月末	生後12か月以上36か月未満	1回目の接種終了後3か月以上、おおむね6か月から12か月の間隔を置いて、2回目を接種	
日本脳炎	1期初回	3歳になる月の前月末	生後6か月以上90か月(7歳半)未満(日本脳炎特例措置についても参照してください)	3歳で、6日以上の間隔を置いて、2回接種	
	2期追加	4歳になる月の前月末※1	90か月(7歳半)未満	4歳で、初回2回目の接種終了後6か月以上、おおむね1年の間隔を置いて、1回接種	
	2期	9歳になる月の前月末※1	9歳以上13歳未満	9歳で、1回接種	
※1 令和3年度は日本脳炎ワクチンの供給量の減少のため、国からの要請を受け、1期追加・2期の予診票の送付を一時見合わせていました。送付を見合わせていた対象者に対しては、令和4年4月末に予診票を発送しました。					
日本脳炎特例措置について 日本脳炎の積極的な接種勧奨を控えていた時期の対象者は、特別対象として、 ①平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方は、1期初回から2期までの未接種分を、20歳未満まで接種することができます。 ②平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの方は、1期初回2回と追加の未接種分を、9歳から13歳未満の間に接種することができます。					
DT2期(2種混合) ジフテリア、破傷風の混合ワクチン	1回	11歳になる月の前月末	11歳以上13歳未満	11歳で1回接種	
子宮頸がん予防ワクチン(HPV感染症ワクチン)(注4)	3回	小学6年生になる4月	小学6年生(12歳相当)から高校1年生(16歳相当)の女子(12歳になる年度の初日から16歳になる年度の末日まで)	2価(サーバリックス)または4価(ガーダシル)のどちらかを選択ともに1年以内に接種を終えることが望ましい 2価(サーバリックス):中学1年生の間に、1回目の接種を受けた1か月後に2回目、1回目から6か月後に3回目を接種 このスケジュールで接種できない場合は、1回目から1か月以上の間隔を置いて2回目、1回目から5か月以上かつ2回目から2か月半以上の間隔を置いて3回目を接種	
子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種について(注4)		積極的な接種勧奨を控えていた時期の対象者(平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女性)は、令和4年4月から令和7年3月末まで接種することができます。 ※平成18年4月2日から平成20年4月1日生まれの女性も、通常の定期接種の期限(高校1年生まで)を超えても、令和7年3月末まで接種することができます。	4価(ガーダシル):中学1年生の間に、1回目の接種を受けた2か月後に2回目、1回目から6か月後に3回目を接種 このスケジュールで接種できない場合は、1回目から1か月以上の間隔を置いて2回目、2回目から3か月以上の間隔を置いて3回目を接種		

定期予防接種(予防接種法による予防接種)

東京都23区内の指定医療機関で接種する際は、港区が発行した予診票を対象年齢までにお持ち下さい。予診票をお持ちでないと自費になります。

(注1) 令和2年10月1日から定期予防接種になりました。対象は令和2年8月1日以降に生まれた人です。どちらか1種類のワクチンを選択して接種を開始し、原則、途中で種類を変更することはできません。

(注2) 平成28年10月1日から定期予防接種になりました。

(注3) HBs抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険により出生後にB型肝炎ワクチンの投与(抗HBs人免疫グロブリンを併用)の全部または一部を受けた人は除きます。

(注4) 積極的な接種勧奨が再開されました。9価(シルガード)は現在、定期接種の対象外です。

※おたふくかぜの予防接種は任意接種(自費)です。個別に医療機関でご相談ください。

※季節性インフルエンザの予防接種は生後6か月~高校生相当年齢の人に対して、港区独自の任意接種の費用助成制度があります。詳細は区のホームページをご覧ください。

★ 港区へ転入された方・予診票を紛失された方・交付時と住所が変更になった方等へ ★

上の表における「お知らせ・予診票送付時期」を過ぎている場合、区から自動的に予診票は送付されません。

母子健康手帳等、お子様の予防接種記録をご用意の上、区へ発行をご申請ください。

予診票の発行申請はこちらから  3分程度でWEB申請できます!

【接種間隔について】

注射生ワクチンの接種を受ける場合には、同一種類のワクチンについて定められた接種間隔とは別に、間隔をあけることが必要な場合があります。

【注射生ワクチン】

BCG
麻疹・風しん
水痘
おたふくかぜ(自費)

27日以上

【注射生ワクチン】

BCG
麻疹・風しん
水痘
おたふくかぜ(自費)

注射生ワクチン接種後、他の注射生ワクチン接種は4週間(27日間)以上空ける。

* かかりつけの医師との相談や、港区のアプリを活用してお子さんの予防接種スケジュールを立てましょう。

★☆ みなと母子手帳アプリのご案内 ☆★

誕生日、性別などを登録するだけで予防接種と健診のスケジュール管理ができる便利なアプリです

右の二次元バーコードからアプリやWEB版にアクセスできますのでぜひご利用ください。

アプリの詳細については区ホームページにも掲載しています。「港区 予防接種 アプリ」等で検索☆



【問合せ】 港区みなと保健所保健予防課保健予防係 港区三田1-4-10 電話03-6400-0081 FAX03-3455-4460